

津山市道路位置指定指導要領

平成 07 年 04 月 01 日制定

平成 21 年 04 月 01 日改正

平成 23 年 04 月 01 日改正

平成 25 年 06 月 01 日改正

平成 29 年 01 月 01 日改正

平成 30 年 10 月 01 日改正

平成 31 年 03 月 01 日改正

津山市 都市建設部 都市計画課

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (適用範囲)

第2章 申請方法

- 第4条 (申請)
- 第5条 (築造承認)
- 第6条 (道路の工事完了届)
- 第7条 (完了検査)
- 第8条 (道路の位置の指定)
- 第9条 (位置指定道路の市道認定の際の取り扱い)
- 第9条の2
- 第10条 (位置指定道路管理者の変更)

第3章 技術基準

- 第11条 (指定道路計画)
- 第12条 (指定道路の勾配)
- 第13条 (指定道路の路面)
- 第14条 (排水施設)
- 第15条 (擁壁)
- 第16条 (安全施設の設置)

別表1 道路の隅切りの長さ

図解

- 図1. 通り抜け道路
- 図2. 延長が35m以下の場合
- 図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合
- 図4. 中間に設ける転回広場
- 図5. 終端に設ける転回広場
- 図6. 転回広場の区間の測り方
- 図7. 幅員(起点から終点まで6m以上の場合)
- 図8. 道路幅員の取り方
- 図9. 隅切りの取り方
- 図10. 起点(SP)の考え方
- 図11. 位置指定道路延長の応用例
- 図12. 指定道路の分筆
- 図13. 終端の測定位置
- 図14. 道路の構造(標準図)

道路位置指定申請(変更)の手続きの主な流れ

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項の規定における道路の位置の指定（変更・廃止）について、特定行政庁津山市長（以下「市長」という）が指定を行う際の判断に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 法第42条に規定する道路をいう。
- (2) 指定道路 法第42条第1項第5号の規定より、市長から位置の指定を受けようとする道路。
- (3) 位置指定道路 法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けた道路。
- (4) 既存道路 既存の法第42条に規定する道路をいう。
- (5) 幅員 道路の有効幅員（図8）をいう。
- (6) 延長 道路の幅員の中心を結ぶ直線の距離（斜長）をいう。
- (7) 袋路状道路 一端のみが他の道路に接続したものをいう。
- (8) 道路敷き 道路を構築するため必要な敷地（道路排水施設を含む）をいう。
- (9) 変更 指定道路・位置指定道路の形状・幅員・延長等を変更することをいう。
- (10) 廃止 位置指定道路の全部を廃止することをいう。

(適用範囲)

第3条 この要領の適用を受けるものは、指定道路（道路敷きを含む）及びその道路に接する敷地とする。

第2章 申請方法

(申請)

第4条 法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（変更・廃止）の申請をする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式1）（正本1部・副本1部）に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

添付書類

図書の種類	作成要領，明示すべき事項等
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・申請書及び図面の数値は、1㎡又は1mの1/100未満の端数（小数点以下第3位）は切り捨てる（不動産登記法第4条に準拠）。・インターネット等で取得した登記事項証明書等は無効である。・道路法等の許可証の写しを添付する場合、申請図面も添付する。
(1)道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式1） （細則様式第17号）	<ul style="list-style-type: none">・申請者は、指定道路を築造しようとする者（以下築造主という），廃止の場合は当該道路の土地の所有者に限る。・築造主が複数存在するときは、代表となる申請者を定め申請し、他の築造主全員を明記したものを別紙で添付すること。（任意様式）・地名地番が複数のときは、すべての地番を記入すること。・申請面積欄には、丈量実測面積に記載されている面積を記入すること。・申請者（築造主）の印は、実印を使用すること。・接続道路幅員が寄付等で変更となる場合は、変更幅員を（ ）内に追記すること。

(2) 図書目録	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請書に添付した図書及びその部数等を明示すること。
(3) 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨を記載した委任状を添付のこと。 ・申請の代理人は、建築士事務所に所属する建築士又は行政書士とする。
(4) 築造区域内の権利者等の一覧表 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍図の筆ごとに番号を振り、様式4(築造承諾書)と照合できるようにすること。 ・指定道路(道路敷きを含む)の区域内の土地、建物の権利者名及び位置指定道路管理者名等を記入すること。 ・位置指定道路管理者は、維持管理について、関係土地所有者と必ず協議した上で選定すること。 ・所有権以外の権利が設定されている場合は、その設定権利者も記入する。 ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(5) 印鑑証明書及び、 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路部分の土地・建物の登記事項証明書並びに様式3に記載の権利者及び位置指定道路管理者の印鑑登録証明書(市受付日より3ヶ月以内のもの)を添付すること。
(6) 築造承諾書 (様式4の1) (細則様式第16号)	<ul style="list-style-type: none"> ・注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・様式3号1欄に記入した全ての権利者の承諾書が必要。 ・申請者又は築造主は承諾書の添付を省略することができる。(ただし様式3には明示すること) ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(7) 位置指定道路管理者の承諾書(様式4の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3号2欄に記入したすべての位置指定道路管理者(申請者を含む)の承諾書を添付すること。 ・申請者又は築造主であっても承諾書の添付を省略することはできない。 ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(8) 公道等接続承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・既存道路との接続については、既存道路の所有者、その他の権利者の承諾書を添付すること。(様式任意) ・道路法に規定する許可証の写しの添付により、承諾書の添付を省略することができる。ただし、様式5には明示すること。 ・既存道路が私道の場合は印鑑登録証明書を添付すること。
(9) 隣接地の権利者の一覧表 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍図の筆ごとに番号を振り、様式6(隣接承諾書)と参照できるようにすること。 ・面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(10) 指定道路の隣接等承諾書 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・様式5に記入した全ての権利者の承諾書が必要。 ・同一地番で同一所有者の関係土地内に指定道路と隣接敷地が混在する場合、指定道路の築造等の承諾書(様式4)がある場合、隣接承諾(様式6)があったものとみなすことができる。 ・申請者又は築造主は承諾書の添付を省略することができる。ただし、様式5には明示すること。 ・河川法又は道路法その他市長が認める法令に規定する許可証等の写しの添付により、承諾書の添付を省略す

	<p>ることができる。ただし、様式5には明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積欄には、土地登記簿謄本に記載されている面積を記入すること。
(11) 確約書 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> 指定道路の隣接地に同一所有者の土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合又は隣接地に同じ時期に造成がなされた土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合(所有者が異なるときを含む。)は、当該隣接地における開発行為又は開発目的での売買を、1年間行わない旨の確約書を添付すること。
(12) 指定道路築造の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の道路、水路等を含めて道路位置指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の許認可書を添付すること。
(13) 関係法令に基づく許認可書等	<ul style="list-style-type: none"> 申請に係る工事が道路法、河川法、宅地造成規制法その他の関係法令に基づき許可承認等を要するときは、許可証、承認書等の写しを添付すること。
(14) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> その他、市長が必要と認める書類がある場合、これを添付すること。

添付図書

図書の種類	作成要領, 明示すべき事項等
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存土地形状又は工作物を図面に明示する場合は、計画線より淡い線(細いグレー色等)とする。
(1) 付近見取図 (縮尺1/2, 500)	<ul style="list-style-type: none"> 津山市都市計画図を使用すること。 縮尺, 方位 指定道路の位置及び開発区域 目標地物
(2) 地籍図 (縮尺1/500)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域を含んだ関係土地の公図(不動産登記法第14条図)を転写し、転写者名および日付を明記し捺印すること。 地番, 地目, 面積, 所有者名及び権利者名 指定道路, 道路排水の位置及び開発区域の境界 権利者及び筆ごとに番号を振り、様式3及び様式5の一覧表の番号と照合できるようにすること。
(3) 指定道路及び敷地 平面図 (縮尺1/200~1/500)	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺, 方位 指定道路及び開発区域の境界 指定道路の幅員, 延長(斜長), 中心線及び屈曲等の角度, 隅切り長さ, 転回広場の幅員及び長さ 接続する既存道路の種類及び幅員, また、指定道路が法第42条第2項道路に接続する場合は、道路中心線, 道路後退線を記入すること。 指定道路の排水施設の位置, 種類, 流水方向, 放流先等 指定道路・排水施設の高さ及び勾配 指定道路の断面の位置 開発区域の区画割を記入し、区画ごとの面積を記入すること。 法第42条第2項道路の後退部分, 又は市道等への寄付採納部分は、1区画として明示すること 指定道路が盛土の場合、路床高さ1mまでは、20cmおきに転圧する旨を明示する。

(4) 丈量図 (縮尺1/200～1/500)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路及び関係土地の面積を求積したもの。 ・単位は小数第二位までとし、少数第三位を切り捨てること。 ・法第42条第2項道路の後退部分,又は市道等への寄付採納部分は、関係土地の面積に含めない。ただし、都市計画法の適合性確認のため求積を行う。
(5) 指定道路,敷地横断面図 (縮尺1/200以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路の幅員 ・側溝の各寸法(内法,幅,深さ,厚さ等) ・指定道路,開発区域の境界 ・工作物等の構造物 ・路面構造及び勾配 ・隣接地に建築物等がある場合は、各部分の高さ,道路斜線を明示すること。
(6) 指定道路,敷地縦断面図 (縮尺1/200以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路中心線の長さ,高低差,勾配 ・指定道路,開発区域の境界 ・工作物等の構造物
(7) 詳細図 (縮尺1/20程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の詳細図,道路端部詳細図,橋梁等の平面図,断面詳細図等
(8) その他の図書	<ul style="list-style-type: none"> ・その他,市長が必要と認める図書がある場合,添付すること。

(築造承認)

第5条 市長は申請書の内容を審査し、現地調査の結果、指定基準に適合していると認めるときは、指定道路築造承認通知書(様式8)を申請者に交付するものとする。なお、原則として築造工事は、築造承認の通知を受けた後に着手しなければならない。

また、敷地を造成するために高さが2mを超える擁壁を築造する場合で宅地造成等規制法の許可を必要としない場合、工作物の確認申請手続きを経てから擁壁の築造工事に着手する必要があることに注意すること。

(道路の工事完了届)

第6条 申請者は、指定道路の築造工事が完了したときは、すみやかに工事完了届(様式9)に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出し、次条の検査を受けなければならない。

添付図書

(1) 工事完了届 (様式9)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び図面の数値は、1㎡又は1mの1/100未満の端数(小数点以下第3位)は切り捨てる。 ・申請時から工事完了時まで、抵当権の変更,所有権が第三者に変更等の場合は築造承諾書(様式4),位置指定道路管理者の承諾書(様式4の2),登記事項証明書及び印鑑証明を添付のこと。(ただし,道路部分の権利者の所有権が申請者(築造主)に変更された場合は不要) ・築造承認以降に軽微な変更があった場合は、その図書(竣工図等)を添付すること。
(2) 閲覧用図書 3部(様式10号)	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図(1/2500),公図(不動産登記法第14条図)(1/500),指定道路及び敷地平面図(1/500程度),道路縦横断面図(1/100程度)。 ・付近見取図,地籍図は、関係土地及び指定道路部分を色分けし明示のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び敷地平面図は、指定道路、道路敷き、水路、宅地区画割（面積含む）を色分けし、道路の長さ、幅等の寸法及び勾配をわかりやすく明示のこと。 ・指定道路横断面図は道路の標準部分（敷地は不要）を記入すること。 ・用紙はA3サイズとし、縮尺を記入すること。 ・公図には、地番、地目、面積を記載すること。
<p>(3) 工事完了写真 2部 正・副各1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着工前写真。 ・完成写真。 ・施工中の写真（材料、舗装及び盛土、路床、上層、下層路盤の厚さ及び転圧状況、擁壁・側溝等の工作物の状況）。
<p>(4) 地籍図及び土地登記簿謄本 正・副各1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路部分（道路敷きを含む）は、分筆登記及び公衆用道路への地目変更登記を行うこと。 ただし、道路・排水を構築するために不要な部分（通路等）は別に分筆する。 ・指定道路部分（道路敷きを含む）の維持、管理について、必ず関係土地所有者及び使用者と協議すること（図13）。
<p>(5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・築造承認以降に、指定道路の区域の権利者に変更が生じ、その権利者が申請時に添付した権利者以外の者の場合は、新たな権利者等一覧表、権利者の変更があった指定道路部分の土地・建物に関する登記事項証明書、当該権利者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付すること。 ・築造承認以降に、指定道路の区域の位置指定道路管理者が申請時に添付した位置指定道路管理者の一覧に記載の者以外の者に変更する場合は、新たな権利者等一覧表、当該変更後の位置指定道路管理者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付すること。 ・その他必要があると認められる場合は、関係書類を添付すること。

- 1 指定道路の築造工事が完了したときは、開発区域を含め確定測量を実施する。また、指定道路の位置を明確にするため、指定道路の起点、屈曲点及び終点には、耐久性のある杭等の境界標示を設ける。2項道路に接続する場合は、道路後退線と隅切りとの交点2箇所境界標示を設ける。ただし、道路側溝等の構造物があり、位置が明確にわかる場合は杭等を設ける必要は無い。
- 2 築造工事と同時に、津山市公共下水道工事又は津山市水道局の工事を行う場合は、別途市長と協議すること。
- 3 申請に係る工事が、宅地造成等規制法その他の関係法令に基づき検査を要したときは、検査済証等の写しを添付すること。

(完了検査)

第7条 申請者又は申請代理者は、完了検査時に立ち会わなければならない。完了検査において、確認すべき事項は以下のとおりとする。

- 1 指定道路が接続する道路の幅員、指定道路の中心、幅員、延長長さ、隅切りの寸法、指定道路及び側溝の構造等、設計図書に記載された内容。
- 2 指定道路に接する宅地の状況（擁壁、既存建築物の状況等）
- 3 その他 必要な事項

(道路の位置の指定)

第8条 市長は、現地検査の結果、申請どおり指定道路が築造されていると認められた場合は、その旨を公告し道路位置指定（変更・廃止）通知書（様式2）を申請者に交付するものとする。

（位置指定道路の市道認定の際の取り扱い）

第9条 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する位置指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された位置指定道路に係る部分で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、第1項の規定により位置指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合又は前2項の規定により位置指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨の公告を行う。

第9条の2 位置指定道路の一部又は全てについて市道認定を受ける場合は、道路位置指定の廃止承諾書を提出すること。

（位置指定道路管理者の変更）

第10条 位置指定道路管理について、完了公告後に位置指定道路管理者を変更する場合は、元の位置指定道路管理者は新たな位置指定道路管理者に対し道路を適切に維持管理することについて十分説明し、当該道路の管理を承継したことが分かる書面を3通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、津山市には印鑑登録証明書を添付し1通提出すること。

第3章 技術基準

(指定道路計画)

第11条 令第144条の4第1項の道の基準に適合すると判断できる指定道路の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定道路の幅員

(イ) 指定道路の幅員は、原則として6m以上とすること(図8)。ただし、延長が120m以下で通行上支障がない場合は幅員を4m以上とすることができる。

(2) 指定道路の平面計画

指定道路の両端は、既存道路に接続しなければならない(図1)。ただし、次の(イ)から(ニ)のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合は、袋路状道路とすることができる。

(イ) 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合は、既存部分の延長を含む。)が、35m以下の場合(図2)。

(ロ) 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合(図3)。

(ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準(昭和45年建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合(図4, 5, 6)。

(ニ) 幅員が6m以上の場合(図7)。

(ホ) 指定道路の終端等の幅員が4m未満の部分は道路敷きとし、境界表示を設ける(図11)。

(3) 指定道路の隅切り

指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地に別表1に掲げる長さ以上の隅切りを設け、その部分を指定道路の部分とすること。また、内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、内角の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。

ただし、隅切りの部分に、既存の建築物、高い擁壁、がけその他隅切りを設けることが著しく困難と認められる理由がある場合で、一方の隅切りを別表1に掲げる長さに1mを加えた長さにした場合は、この限りでない(図9)。

(指定道路の勾配)

第12条 指定道路の縦断勾配は、12%以下とし、かつ、階段状でないものであること。

2 指定道路の横断勾配は、1.5%以上2.0%以下を標準とする。

(指定道路の路面)

第13条 指定道路の路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の構造であること。

2 指定道路の縦断勾配が9%を越える道路の構造基準は、次の次に定める工法、若しくはそれと同等以上の性能を有するものとする。

(1) すべり抵抗性能を増大させる工法

(イ) 開粒度のアスファルト混合物を用いる工法。

(ロ) ギャップ粒度のアスファルト混合物を用いる工法。

(ハ) 骨材の全部又は、一部に硬質骨材を使用する工法。

(二) 排水性舗装

(2) 樹脂系材料接着工法

舗装路面に樹脂系材料を塗布し硬質骨材を散布、接着させる工法。

(3) グルーピング工法

路面のすべり抵抗性能や、排水性を増大させるため。舗装路面に溝切を行う工法。

3 指定道路の舗装に関しては「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」((社)日本道路協会)に準拠する。

4 舗装厚さの設計にあたっては、路床の設計CBRと設計交通量の区分に応じて、舗装の各層の厚さを決定すること(図12)。

5 SP、EP、IP等の基準点には金属鋳を設置すること。

(排水施設)

- 第14条 指定道路の側溝は原則として道路両側に設けなければならない。ただし周囲の状況等によりやむを得ない場合はこの限りではない。
- 2 側溝の構造は維持管理しやすいものとし、構造はコンクリート製で別図を標準とし、これと同等以上の構造としなければならない(図13)。
 - 3 排水施設の流末は、家庭排水、宅地排水及び道路排水が流下できる容量を有する排水路に接続しなければならない。
 - 4 指定道路横断排水施設は、設計流量を安全に通水する断面とし、土かぶり、荷重等に十分耐えるものとする。また前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高と方向を決めなければならない。
 - 5 ためますは、合流点、原則として直線の側溝30メートル当たり等適切な位置に設け、ふたは、グレーチング等の維持管理しやすいものとする。
 - 6 排水施設は開発区域及び下流周辺区域に溢水等が発生しない構造とする。

(擁壁)

- 第15条 指定道路及びこれに接する敷地の造成のための擁壁は原則として、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知積み造、練積み造にすること。

(安全施設の設置)

- 第16条 指定道路が屈曲する部分、がけの上端に指定道路を計画する場合、その他通行上危険を伴う恐れのある場合は、ガードレール(図8-④)、カーブミラー等、適当な施設を設けること。

別表1 道路の隅切りの長さ

指定道路 既存道路 又は指定道路	4 m以上5 m未満	5 m以上6 m未満	6 m以上
4 m以上5 m未満	2.0 m	2.0 m	2.0 m
5 m以上6 m未満	2.0 m	2.5 m	2.5 m
6 m以上	2.0 m	2.5 m	3.0 m

図1. 通り抜け道路

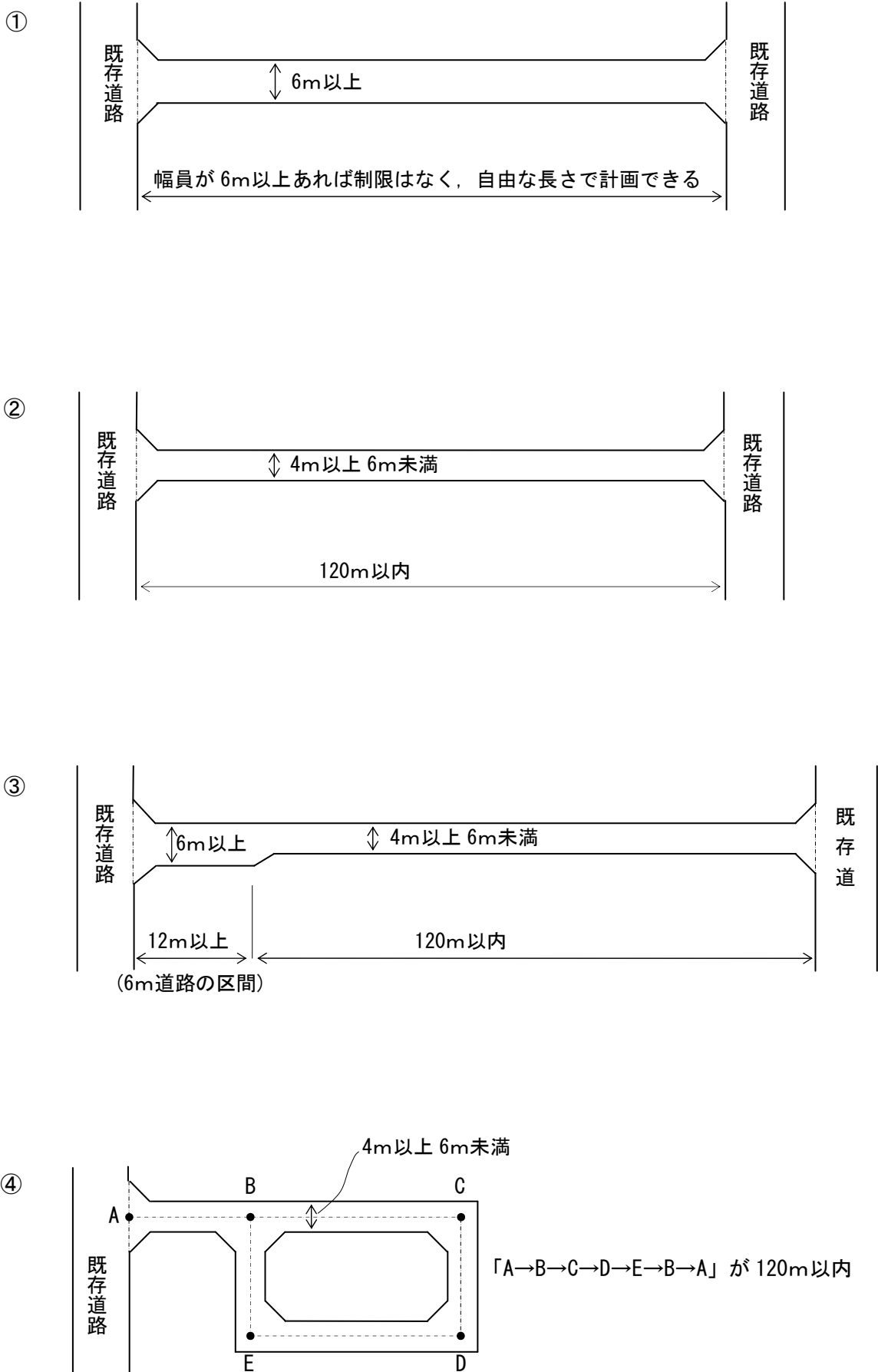


図2. 延長が35m以下の場合

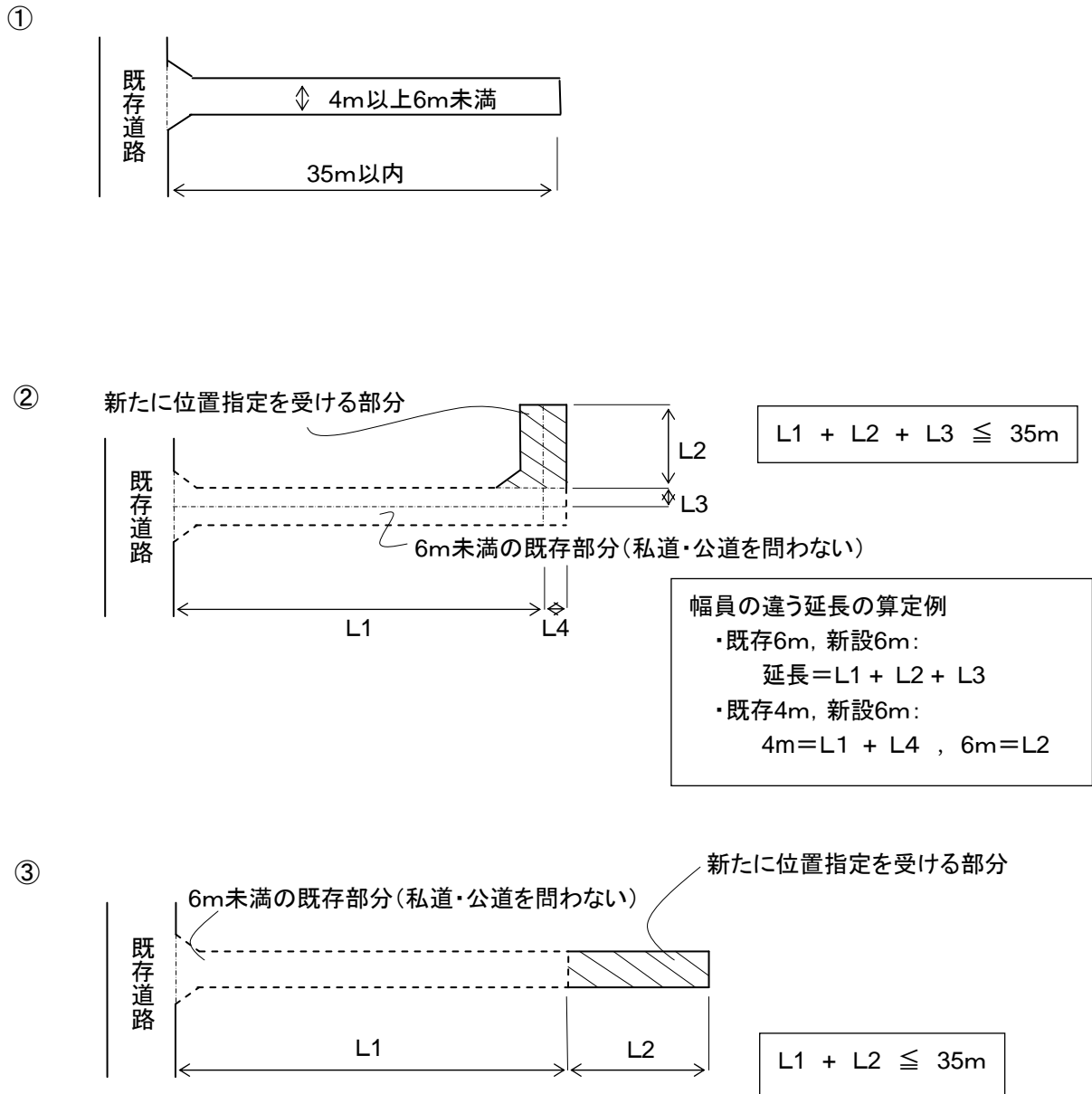
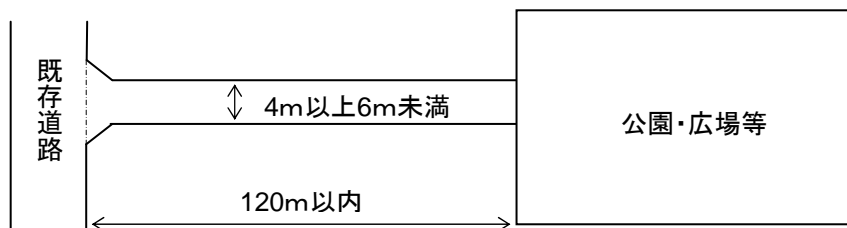


図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合



公園, 広場等に類するものとしては, 河川敷等の堤防
ただし, 公園広場等が車両進入禁止の場合を除く。
(転回等については管理者の承諾が必要)

図4. 中間に設ける転回広場

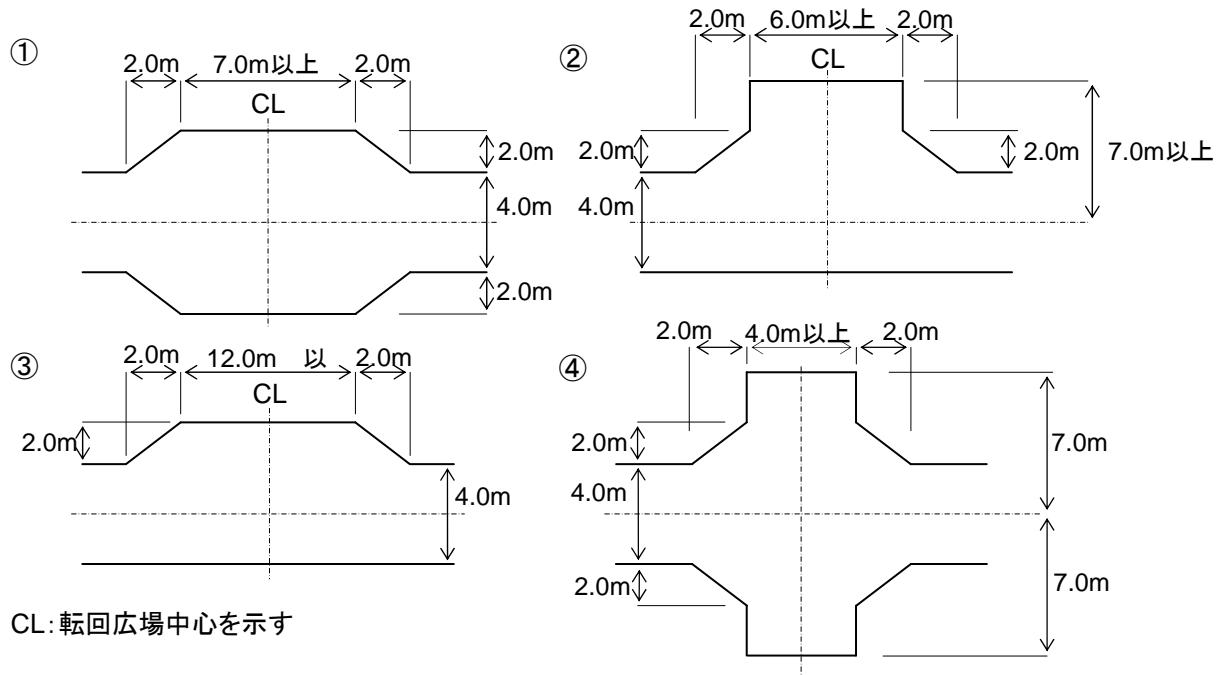
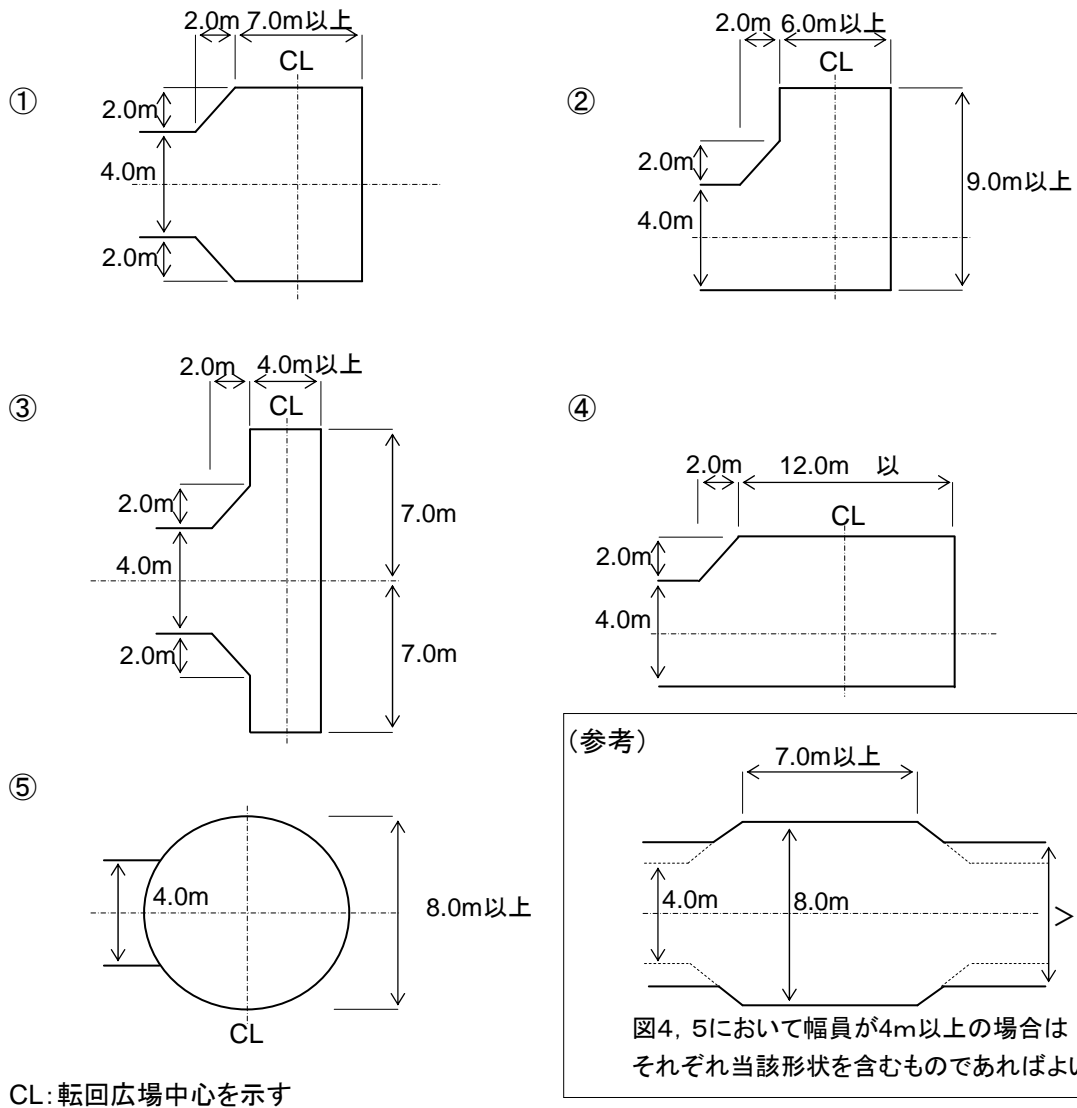


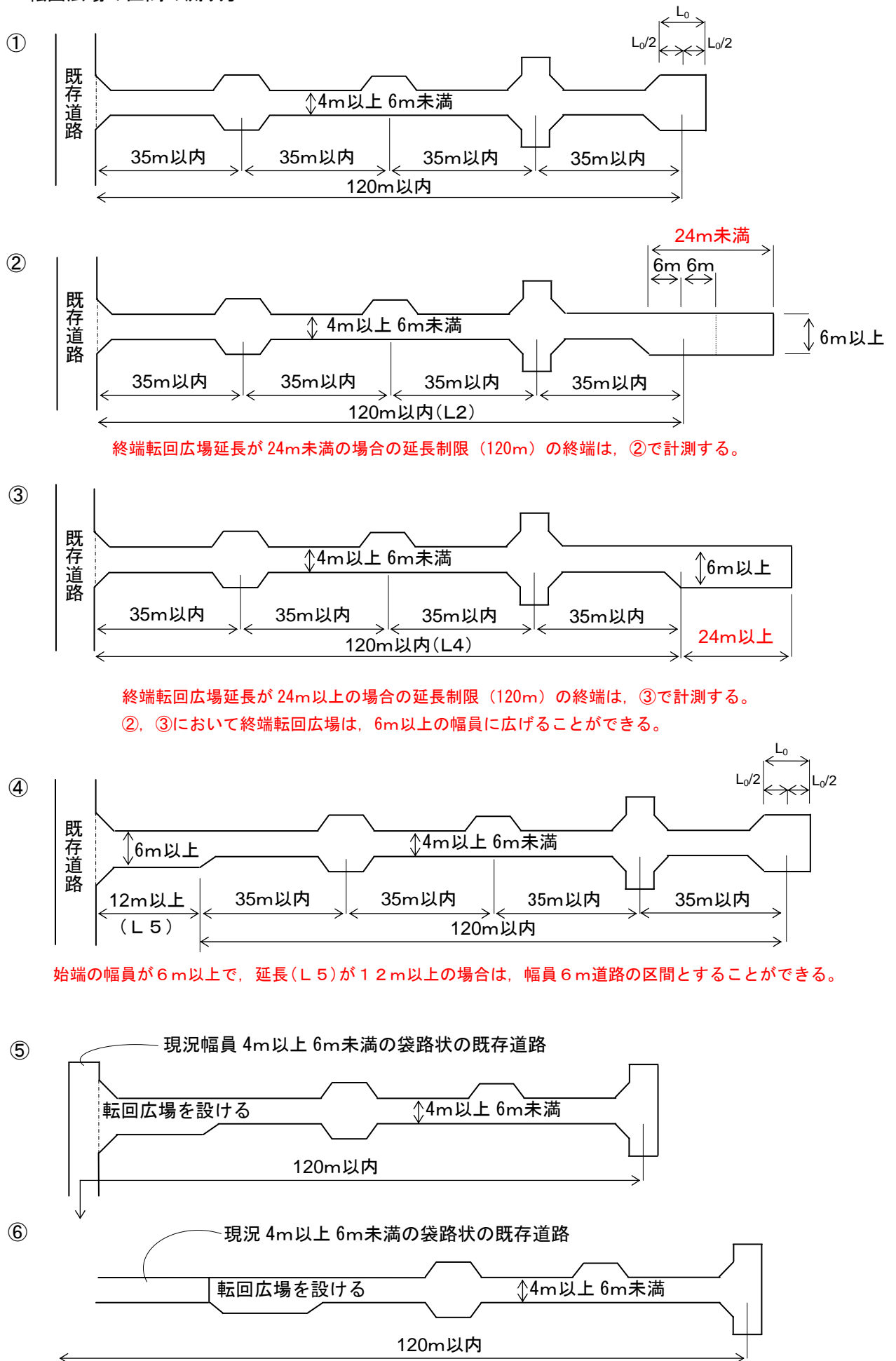
図5. 終端に設ける転回広場



(参考)

図4, 5において幅員が4m以上の場合はそれぞれ当該形状を含むものであればよい。

図6. 転回広場の区間の測り方



② 終端転回広場延長が 24m 未満の場合の延長制限 (120m) の終端は、②で計測する。

③ 終端転回広場延長が 24m 以上の場合の延長制限 (120m) の終端は、③で計測する。

②、③において終端転回広場は、6m 以上の幅員に広げることができる。

④ 始端の幅員が 6m 以上で、延長 (L5) が 12m 以上の場合は、幅員 6m 道路の区間とすることができる。

図7. 幅員(起点から終点まで6m以上の場合)

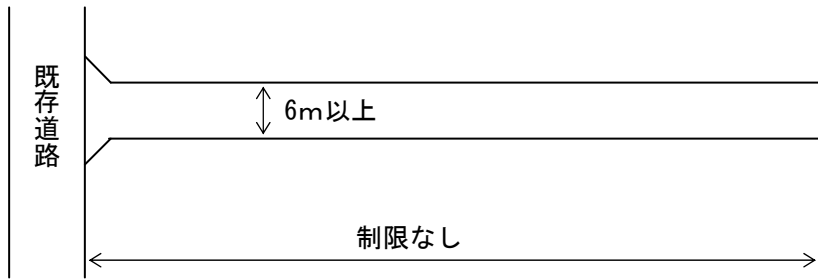
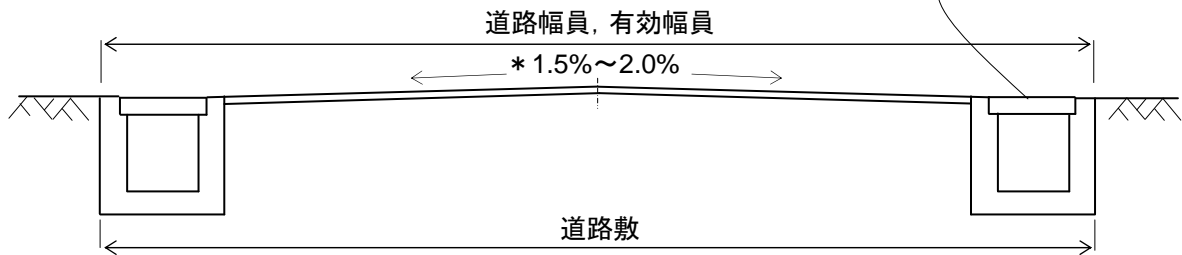
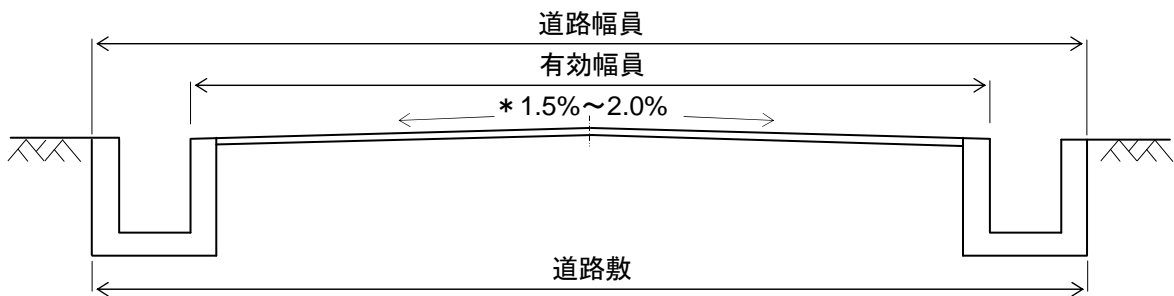


図8. 道路幅員の取り方

①U型側溝設置の場合(蓋設置)



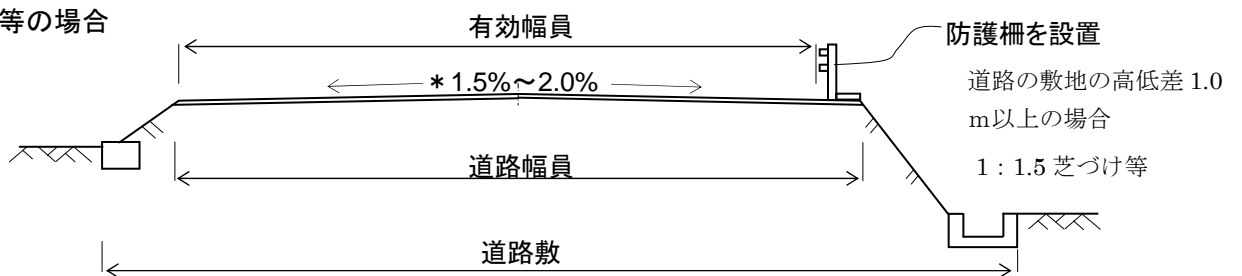
②U型側溝設置の場合(蓋なし)



③L型側溝設置の場合



④法面等の場合



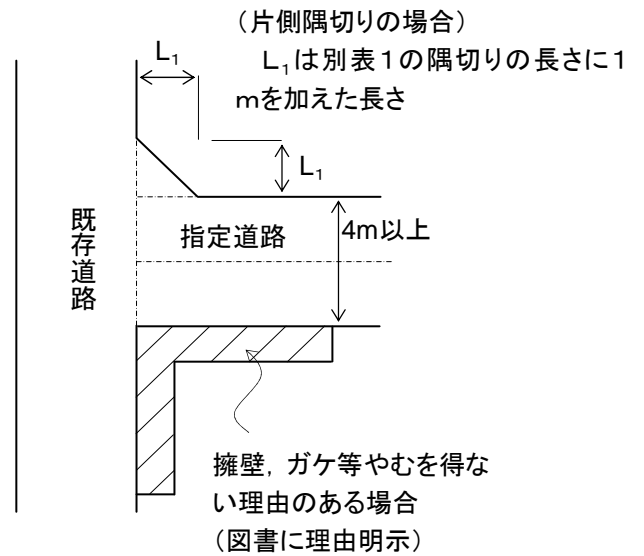
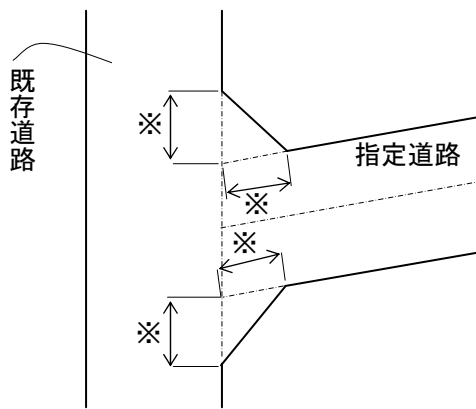
* 横断勾配は、1.5%から2.0%を標準とする。

図9. 隅切りの取り方

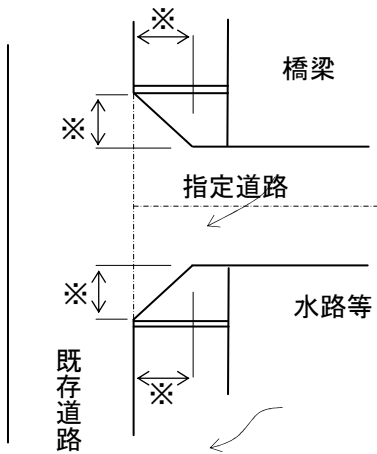
① 一般的な隅切り

※隅切り長さは、二等辺の辺長が別表1の数値を満たすこと。

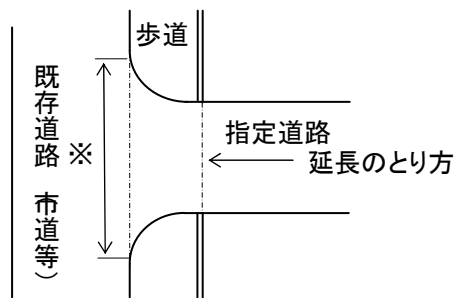
(a)



(b)

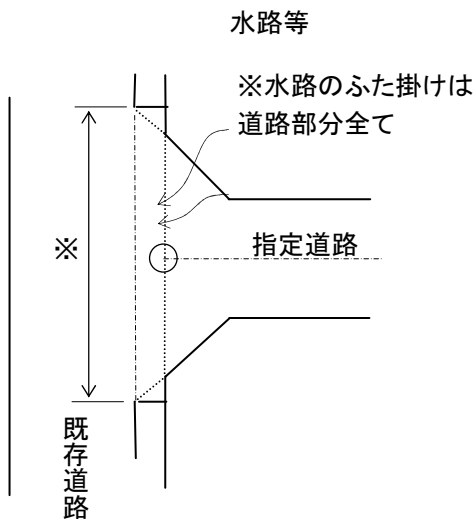


※道路管理者が認める最大寸法

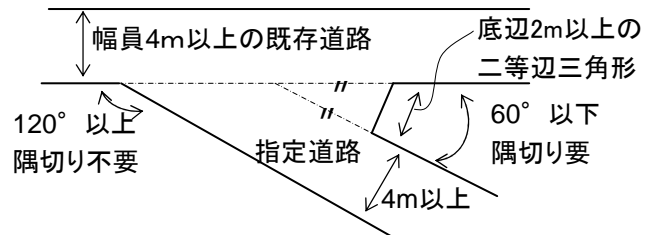


歩道付きの既存道路と接続する場合も、別表1の隅切りを原則とするが、既存道路管理者が合意(許可)した形状とすることができる。
 起点(SP)の位置は個別判断とする。

(c)



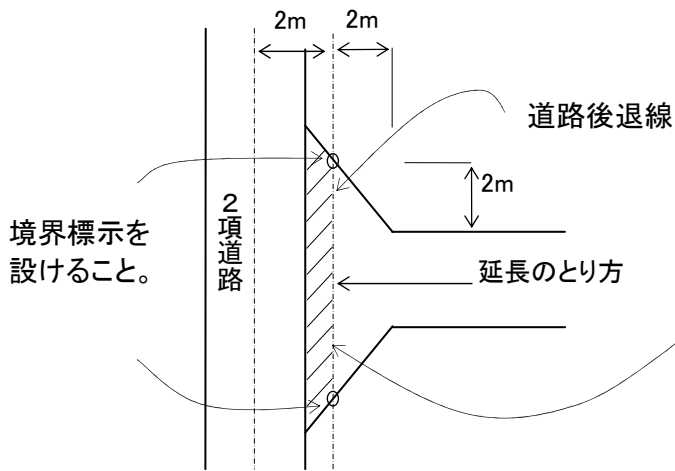
(e)



※ 交差点は、直角交差の計画が望ましい

図10 起点(SP)の考え方

① 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



指定道路の面積には算入しない。
 (丈量図で面積の求積を行う)
 2項道路と位置指定道路が円滑に接続するよう
 この部分も道路状に整備が必要。
 ※道路法第32条及び津山市法定外公共物管理
 条例第5条の部分は原則指定道路に含め
 る。

※ 指定時に、法42条第2項道路の後退部分は、分筆が必要。

② 前面道路を一部拡幅（寄付採納）する場合

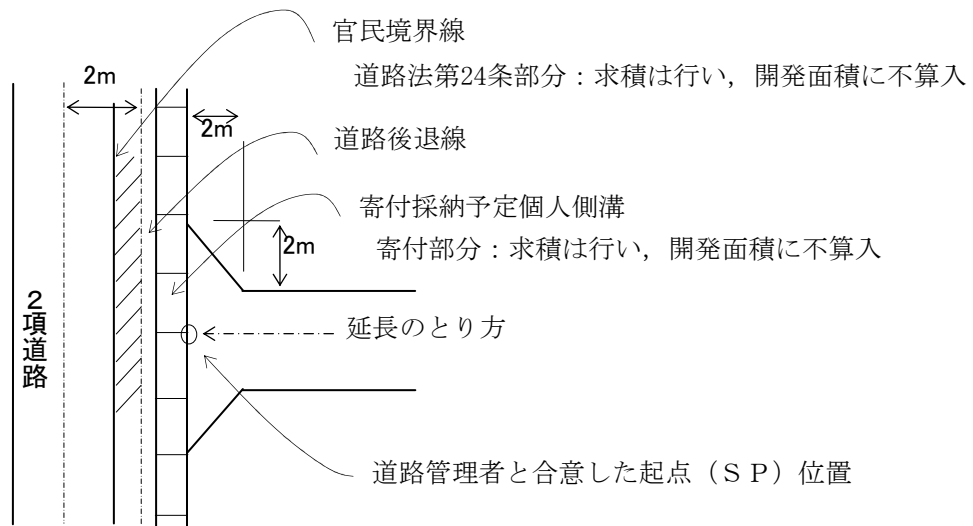


図11 位置指定道路延長の応用例

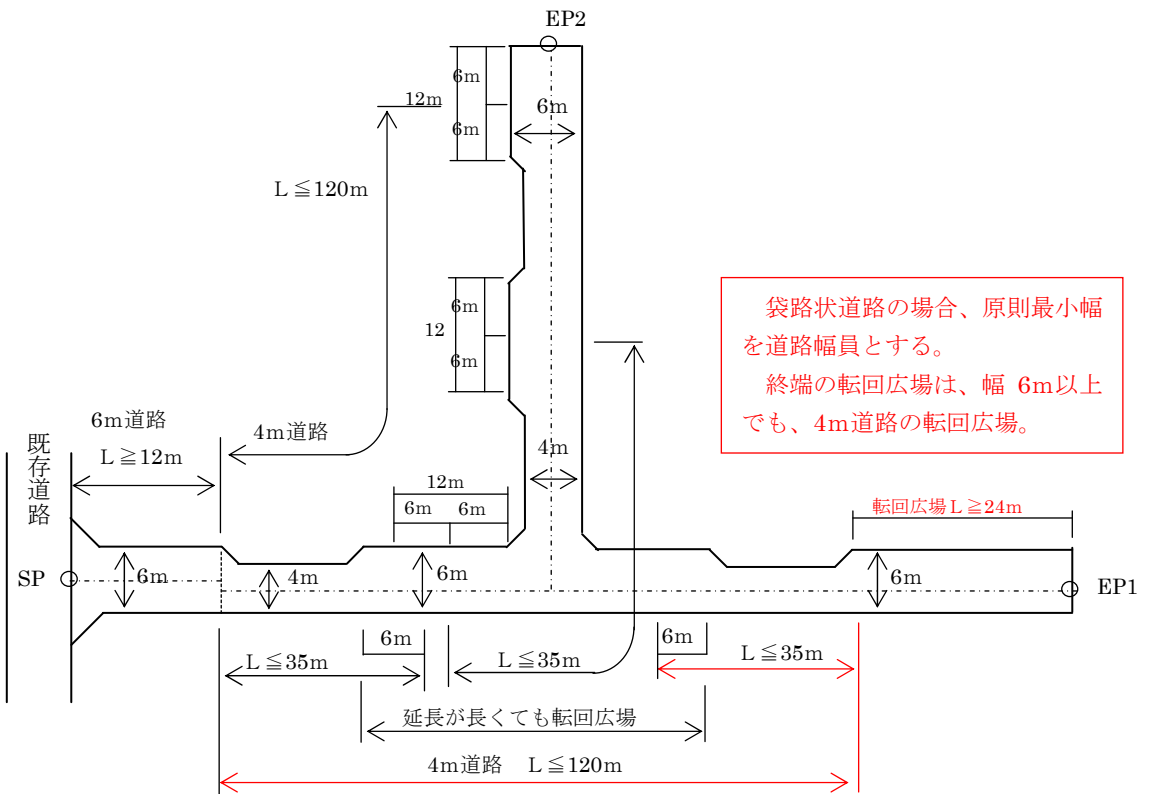


図12. 指定道路の分筆

路路敷き（道路を構築するため必要な最小限の敷地及び道路排水施設）は、指定道路と共に公衆用道路若しくは用悪水路に分筆が必要。

道路を構築するために不用な通路・未利用地等の残地部分又は法第42条第2項道路の後退部分は、指定道路と別に分筆すること。

残地は道路で無いため、残地に接した敷地は、直接指定道路に接していない。

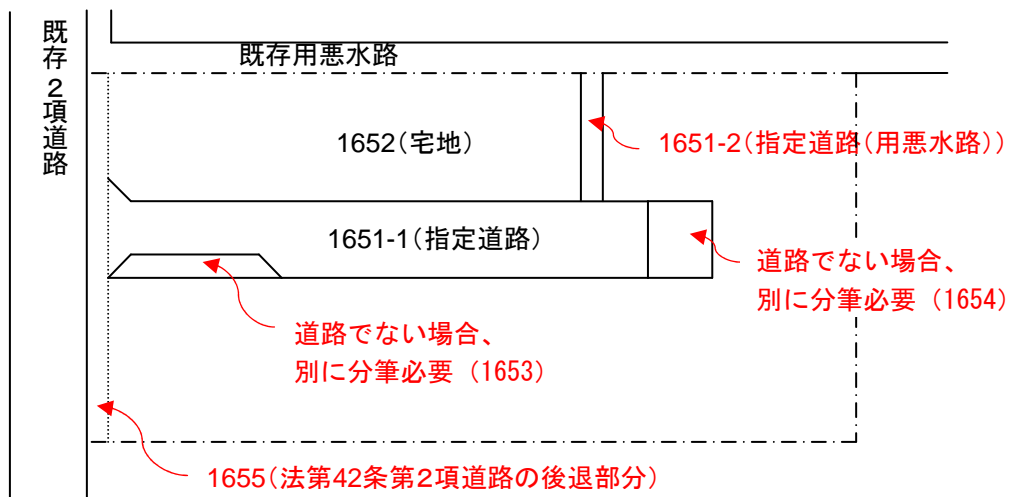


図13. 終端の測定位置

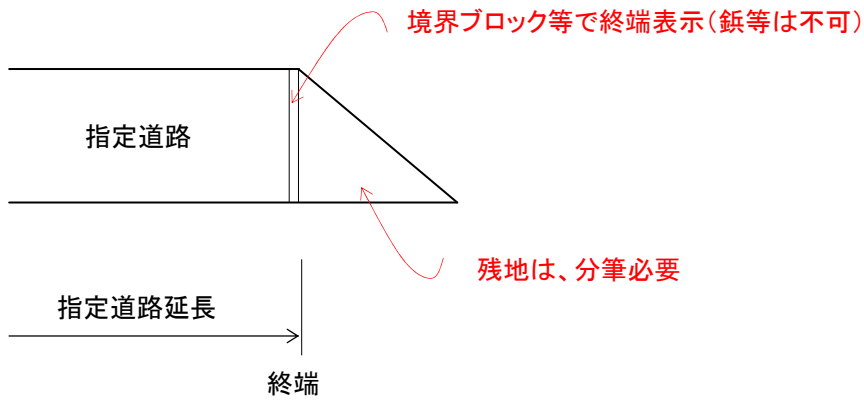


図14. 道路の構造(標準図)

標準舗装構成であり、現地の状況等により別途検討すること。

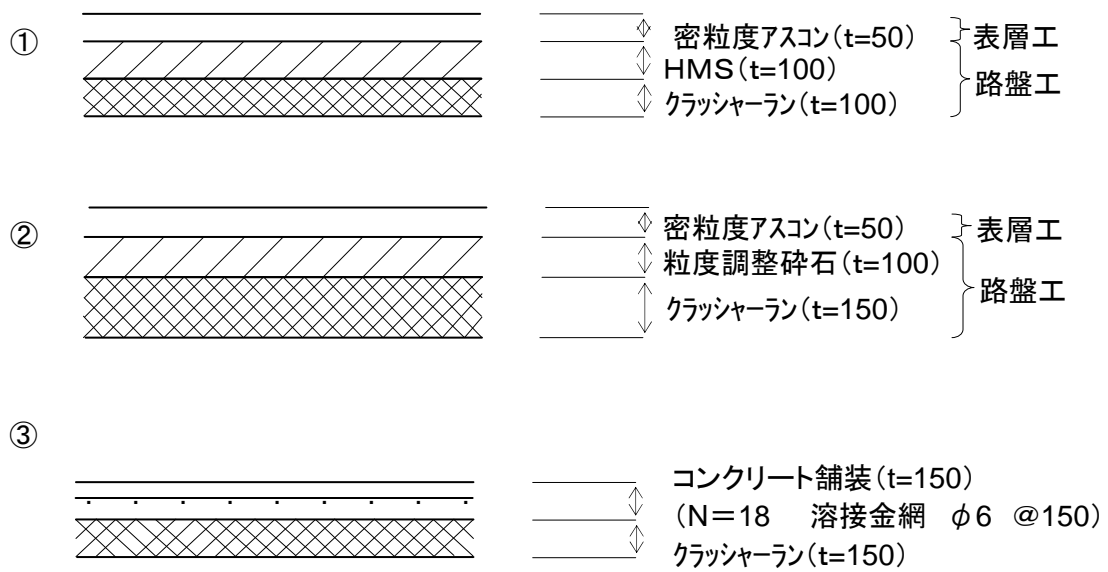
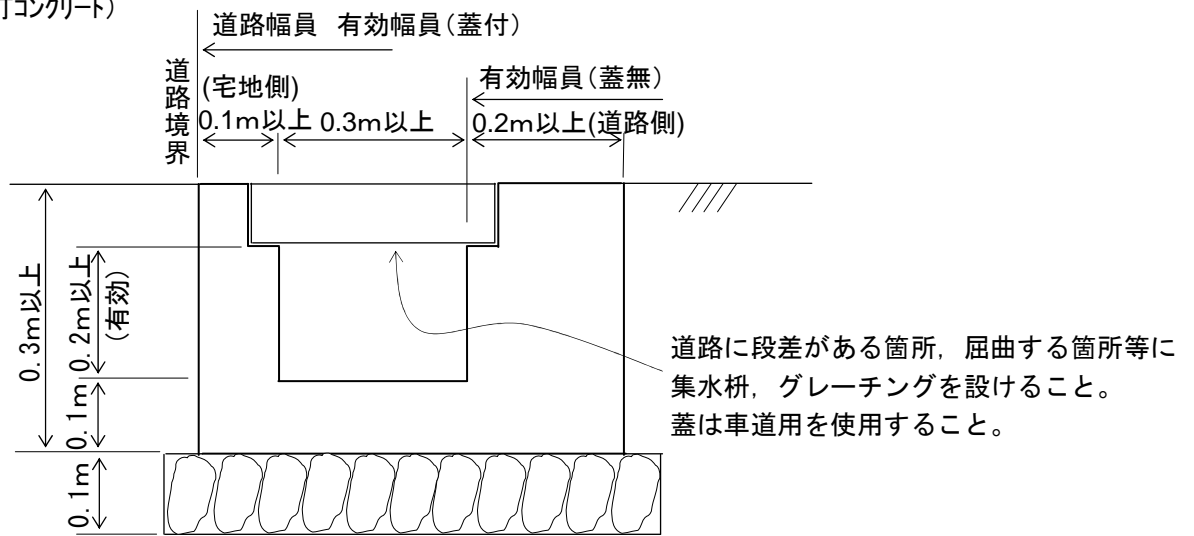
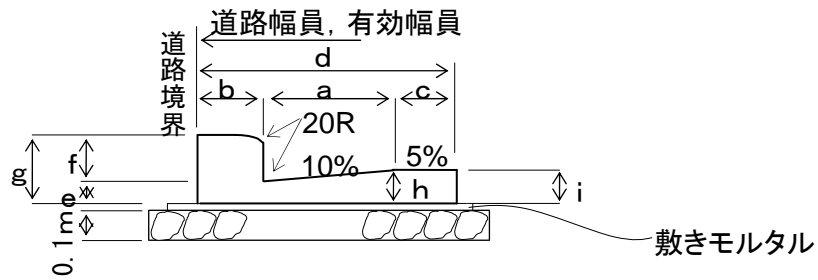


図15. 道路の構造(標準図)

①U型側溝
(現場打コンクリート)



②L型側溝



L型側溝(コンクリート二次製品)

呼び方	寸法									鉄筋			
										縦鉄筋		横鉄筋	
	a	b	c	d (mm)	e	f	g	h	i	径(mm)	数量(本)	径(mm)	数量(本)
250B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	4	5	4	5
300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	4	5	4	5
350	350	100	100	550	55	100	155	90	95	4	5	6	5

道路位置指定申請（変更）の手続きの主な流れ

